平成 29 年 11 月 22 日 健康福祉局

発達相談支援センターの概要及び学校との連携について

1. 発達相談支援センターの概要

(1) 経過

本市では、発達障害者支援法施行に先立ち、発達障害児者支援のため、平成 14 年 4 月、泉中央に発達相談支援センター(以下:アーチル)を設置した。平成 24 年 1 月には長町南に南部アーチルを設置し、現在は南北二館体制で運営している。

アーチルは、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターの機能のほか、児童福祉法に基づく児童相談所の障害部門、知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所の機能を併せ持っており、知的障害児者、重症心身障害児者、発達障害児者の方々が、地域で生活していくための相談支援の中核的な役割を担っている。

(2) 主な業務

① 療育手帳の判定・交付

知的障害のある方々が一貫した支援やサービスを利用しやすくするための手帳である,療育手帳に係る判定及び交付を行っている。平成28年度の新規交付件数は南北アーチル合計で299件,同年度末現在の市内の手帳所持者は8,130人となっている。

② 発達障害に関する相談への対応(件数は28年度実績)

南北併せた相談件数は 10,283 件(乳幼児 3,267 件,学齢児 3,292 件,成人期 3,724 件)で、開設時の 2.5 倍に増加。新規相談の紹介経路は、乳幼児では 875 件(49%)が区保健福祉センターにおける乳幼児健診等から、学齢児では 456 件(48%)が教育委員会・学校からとなっている。次いで知人・家族・親戚の勧めが多く、医療機関、保育所、幼稚園等からの紹介もある。

③ 就学前の初期療育(「療育」:障害児に医療と保育両面から行うケア)

新規相談後,児童とその保護者を対象に行っているグループでの支援で,週一回 10 回コースを中心に保護者支援・児童支援を行っている。保護者への支援にも重点を置き,子どもの特性と対応の理解促進,個別の面談,子どもの処遇に関する情報提供等を行っている。また,同じ悩みを持つ保護者同士や先輩保護者との出会いの場を設け,保護者自身で子育ての方向性を見出せるよう支援している。

④ 発達障害に関する市民啓発等

発達障害に関する理解促進のため、一般市民向けセミナーをはじめ、保育所・幼稚園・学校を含む関係機関の職員などの支援者向けの基礎講座・特別講座の開催や、教育局との共催による教員向け研修、発達障害に関しライフステージ別の視点からまとめた市民啓発冊子の作成・配布等を通して、市民啓発に努めている。

(3) 体制

心理判定員や保健師、保育士、行政教員、作業・理学療法士、言語聴覚士等の専門職種によるチームアプローチを主体としつつ、医療的な助言等を受けるため、非常勤嘱託医を配置している。

< 北部発達相談支援センター>

組織:総務係,企画調整係,乳幼児支援係,学齢児支援係,成人支援係

職種別人員:事務職員 8 人 行政教員 4 人 社会福祉主事 6 人 心理判定員 11 人 保育士 4 人 保健師 5 人 理学療法士 2 人 作業療法士 1 人 言語聴覚士 3 人

上記職員 44 人のほか, 嘱託 32 人, 嘱託医師 12 人 (うち南部兼務 11 人)

<南部発達相談支援センター>

組織:総務係、乳幼児支援係、学齢児支援係、成人支援係

職種別人員:事務職員6人 行政教員3人 社会福祉主事1人 心理判定員9人 保育士4人 保健師4人 理学療法士1人 作業療法士2人 言語聴覚士2人 上記職員32人のほか,嘱託16人,嘱託医師2人

2. 学校とアーチルの連携の取り組み

(1) 教員のスキルアップへの支援

① アーチル主催の研修会の開催

学校を含む関係機関の職員向けの基礎講座等の研修会に加え、平成 29 年度は、学校教職員を対象に、アーチルの役割と機能、相談内容から見える発達障害を取り巻く現状、発達障害当事者や保護者の思いなどを内容とした研修を開催し、約 120 名が参加した。

② 校内研修等への講師派遣

校内研修会(昨年度 15 回)や教育委員会主催の研修会等に講師を派遣している。教育委員会主催の研修会への今年度の講師派遣状況は以下の通りである。

- ・特別支援教育コーディネーター養成研修「障害者福祉と自立支援」
- ・新任校長研修「当事者からのメッセージ」
- ・インクルーシブ教育システム研修「関係機関との連携〜検査の解釈と連絡票の活用について」

(2) 連携強化のための協議の場の設置

① 特別支援教育と発達障害児支援との連絡調整会議

教育部門等との連携により、特別支援教育と発達障害児支援の現状と課題を確認し、共通の課題解決に向けた具体的な取り組みについて検討を行うため、平成 24 年度に連絡調整会議を設置している。関係課長等が参加する連絡調整会議と関係係長が参加する実務担当者会議をそれぞれ年2回開催している。

② 特別支援教育コーディネーター連絡協議会への参加

教育委員会が主催する特別支援教育コーディネーター連絡協議会(年2回)に参加し、アーチルの相談状況や課題、連絡票やサポートファイルの活用等について説明を行うとともに、コーディネーターからのニーズ等の把握に努めている。

③ 就学支援委員会への委員派遣

障害を有する児童の就学に係る教育支援に関し調査・審議を行う仙台市就学支援委員会(年 6 回)の委員として、アーチルで勤務する行政教員を派遣している。審議においては、保護者からの依頼に基づきアーチルが作成した相談資料が参考資料として活用されている。

(3)発達に遅れ等が見られる個々の児童生徒への対応

① 一般的な相談及び対応の流れ

新規相談については、保護者や学校からの相談の連絡を受け、緊急性などに応じた日程等を調整のうえ対応している。本人の行動観察や知能検査等を通して障害特性、知的水準や認知特性などのアセスメントを行うとともに、保護者から家庭や学校における状況、生育歴や発達経過などを確認し、これらを踏まえた支援方針等を検討の上、保護者に説明する。

進級・進学などの進路相談や福祉サービス利用,療育手帳更新等の場合は、継続相談を行い、 発達状況の確認や判定・意見書作成等を行いながら相談対応を行っている。

② 連絡票による学校、保護者及びアーチルの情報共有

学校とアーチルの情報を保護者と共に共有し、学校及び家庭における適切な対応につなげるため、連絡票というツールを活用している。まず学校がアーチルに相談する際に、校内での教育相談の中で保護者と話し合ったこと等について所定の様式に記入し、保護者の確認後アーチルに送付。アーチルでの相談結果を保護者と共有した内容を、保護者経由で学校に送付している。

③ サポートファイル「アイル」による関係者間の情報共有

サポートファイル「アイル」は、保護者が子どもの支援に必要な情報をひとつのファイルにまとめ、担任・サービス提供者をはじめ生活に関わる関係機関と必要な情報を共有するためのツールである。平成 17 年度に乳幼児を中心に本格的に活用を開始したが、その後、教員に対しても教育委員会を通し利活用の周知を図り、現在では学齢期でも徐々に活用が広がってきている。

3. 今後の対応の方向性

児童の発達障害や発達の遅れへの対応にあたっては、市民、児童の保護者、保育所・幼稚園・学校 等関係機関の障害に対する理解が重要であり、啓発や研修等をさらに充実するとともに、次の視点で 取り組みを強化していく。

(1) 早期の発見及び療育に向けた未就学児への対応

① 保育所・幼稚園在籍児童への相談支援への連絡票の導入

保育所・幼稚園に在籍している児童の相談が増加しており、施設や保護者とアーチルとの情報 共有の必要性が高まっているため、学齢児で活用している連絡票の仕組みについて、保育所・幼 稚園等との間で試行的に導入し、来年度からの本格的な活用を目指す。

② 児童発達支援センターや民間事業所等との連携強化

地域の中核的な発達支援機関である児童発達支援センターに今年度から地域相談員を配置し、 アーチルと連携した地域における発達支援の充実を進めている。今後、身近な地域での支援のさ らなる充実が図られるよう、近年増加している民間の児童発達支援事業所をはじめ関係機関との 連携を深めていく。

(2) アーチルと学校等との連携強化

① 継続相談での連絡票の更なる活用

学校からアーチルへの相談に対し、アーチルから学校へ連絡票を返信した後に、支援状況の継続的な確認が必要と思われるケースについては、学校から一定期間経過後に支援経過の確認を行う仕組みについて教育局とともに検討を行っている。

② 学校訪問等アウトリーチによる支援の拡充に向けた検討

適宜学校訪問を行いながら、個別ケースの情報共有等を行っているが、子どもの状態に応じた 学校における適切な対応を支援するため、アウトリーチ支援の拡充に向けた取り組みについて検 討している。

③ 継続的な支援を要する児童への対応強化

学校からの子どもの発達相談の中で特に継続的な支援が必要なケースについて,リスト化の上,支援状況や進捗状況等を年数回定期的に確認していたが,今年9月より隔月で実施することとし,より確実な進捗確認を行うこととしたところである。